

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 5 年 3 月 3 日
	回答日	令和 5 年 3 月 2 7 日
件 名		
高額療養費の支給申請手続について		
内 容		
高額療養費の支給申請について、都度申請するのは面倒である。他市のように申請不要にしてほしい。		
回 答		
高額療養費の支給申請手続の簡略化につきましては、被保険者のかたの負担軽減、事務簡略化等の観点から、早急に取り組むべき課題として認識しております。具体的には、神奈川県が進める国民健康保険の事務処理標準化に向けた取組を踏まえ、過去に高額療養費の申請履歴のあるかたについては、申請書類の提出を求めずに高額療養費を口座に振り込む処理に向け準備を進めております。 導入に当たりましては、システム改修や要綱制定などの作業が発生するため、一定の準備期間を要しますが、先行他市の事例も参考にしながら、円滑な制度開始に向けて取り組んでまいります。		
事務担当課	保険年金課（０４６－２６０－５１１５）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。